

報告第 2 4 号

専決処分の報告について《除雪車物損事故（大宮町谷内 R8. 1. 23）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

専決第 2 4 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 1 8 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市大宮町谷内地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 8 年 1 月 2 3 日、市道三坂谷内線の除雪業務を受託していた地縁団体が、京丹後市大宮町谷内地内において、除雪車を使用し除雪作業を行った際、フェンスに接触し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 2 2 8 , 5 0 3 円

3 損害賠償の相手方 京丹後市大宮町 法人